

平成 26 年度第 1 回北海道地方独立行政法人評価委員会
試験研究部会 議事録

-
- 開催日 平成 26 年 4 月 17 日（木）15:55 ～ 16:50
○場所 北海道庁本庁舎 2 階 共用会議室
○出席者 （委員）石橋部会長、安達委員、北野委員、細川委員、籾本委員
（事務局）総合政策部科学 IT 振興局研究法人室 田中室長、寺前参事、樋口主幹ほか
- 議 事 （1）地方独立行政法人北海道立総合研究機構の年度評価実施要領の平成 25 年度項目別評価の視点（案）について
（2）地方独立行政法人北海道立総合研究機構 平成 26 年度計画について
（3）平成 26 年度北海道地方独立行政法人評価委員会審議スケジュールについて
（4）その他
- 資 料 資料 1-1 地方独立行政法人北海道立総合研究機構年度評価実施要領の平成 25 年度項目別評価の視点(案)
資料 1-2 地方独立行政法人北海道立総合研究機構年度評価実施要領の項目別評価の視点対比表（平成 24 年度・平成 25 年度【案】）
資料 2-1 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 平成 26 年度 年度計画 概要
資料 2-2 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 平成 26 年度計画
資料 2-3 平成 26 年度計画について（中期計画・25 年度との比較）
資料 2-4 地域・産業特性に応じたエネルギー分散型利用モデルの構築
資料 2-5 道総研知的財産ポリシー
資料 2-6 組織体制の見直し方針
資料 3 平成 26 年度北海道地方独立行政法人評価委員会審議スケジュール
資料 4-1 「北海道地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例」の一部改正について
資料 4-2 北海道地方独立行政法人評価委員会の所掌事務一覧
資料 5 地方独立行政法人北海道立総合研究機構が業務に関して徴収する料金の上限の定めの変更の認可に関する件の概要
- 参考資料 1 北海道地方独立行政法人評価基本方針
参考資料 2 地方独立行政法人北海道立総合研究機構年度評価実施要領
-

（事務局 寺前参事）

○開会

（研究法人室長）

○挨拶

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき感謝申し上げます。

石橋部会長はじめ皆様方には、道総研設立の前年から当委員会の委員としてご尽力いただき、昨年度は、年度評価に加え、中期目標達成状況等評価の実施など、お世話になり御礼申し上げます。

道総研発足後 4 年が経過し、この間、丹保理事長のリーダーシップのもと、法人本部と 6 つの研究本部が力を合わせ、総合力を発揮し、分野横断的な研究や各分野の特性を生かした研究、さらには企業等への技術支援に努めるなど、法人としての基礎づくり・基盤固めに取り組んできた。

道総研にとって第一期中期目標期間の最終年を迎え、今年度は、法人化のメリットを活かした研究成果等の道民への還元はもとより、道がこれから策定する次期中期目標に基づき、道総研自らこれまでの運営実績を踏まえて、中期計画を策定するという重要な年である。

道としては、平成 27 年度スタートの次期中期目標を策定するに当たって、道総研が地域の期待に応える北海道の総合的な試験研究機関として更なる躍進ができるよう、当評価委員会において昨年いただいた中期目標達成状況等評価でのご指摘やご意見、また、本年 8 月の平成 25 年度評価な

どを踏まえ、検討を進めて参りたいと考えているので、評価委員の皆様方には、忌憚のないご意見・ご助言やお力添えをいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

(事務局 寺前参事)

- それでは、議事に入る前に、試験研究部会 石橋部会長からご挨拶をいただきたい。

(石橋部会長)

● 部会長挨拶

それでは、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しいところ第1回試験研究部会にお集まりいただき、感謝申し上げます。

本部会においては、皆様のご協力をいただき、北海道立総合研究機構の業務実績評価に加え、昨年度は中期目標の達成状況等の評価についても円滑に審議を進めて参ったところ。

道総研は、設立5年目を迎え、第1期中期目標期間の最終年度に当たり、今年度は従来の年度評価に加え、第二期中期目標の策定などに関わることとなるが、本部会では、今後とも、客観的かつ中立公正な立場から、審議を進めて参りたいと考えているので、委員の皆様のご協力をお願いする。

(事務局 寺前参事)

- それでは、これから先の議事の進行については、石橋部会長にお願いする。

議事(1) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の年度評価実施要領の平成25年度項目別評価の視点(案)について

(石橋部会長)

- 議題1「地方独立行政法人北海道立総合研究機構の年度評価実施要領の平成25年度項目別評価の視点(案)について」を事務局から説明をお願いする。

(事務局 樋口主幹)

- 資料1-1及び1-2に基づき説明

- ・ 評価の視点は、昨年度、委員の皆様から頂戴したご意見を反映しながら、平成23年度に実施した見直し内容を基本に主に年度計画の変更に伴う視点の見直しを実施したところ。

今年度の評価の視点は、これまでの経緯を踏まえ、前年からの年度計画自体の変更により、評価の視点の見直しが必要な項目について、事務局で整理したもの。

- ・ 昨年度から見直した部分の主な部分は次のとおり。

- ① No.25「依頼試験」及びNo.26「試験機器等の設備の提供」は、計画に利用増加に向けた具体策を追記したことにより、「利用増加に向けて積極的に取り組んでいるか」という視点を追加。

- ② No.54「組織体制の改善」は、計画に次期中期計画を見据えた内容が追記されたことにより、「組織体制見直し方針の検討」という視点を追加。

- ③ No.65「依頼試験の実施および設備等の提供」は、計画に制度の利用拡大への取組を追記したことにより、「制度の利用拡大に努めているか」という視点を追加。

- ④ No.67「管理経費の節減」は、計画に項目の統合や文言整理が行われたことにより、「節電・省エネルギー対策等の取組状況」という視点を追加。

- ⑤ No.70「施設等の整備」は、計画に次期中期計画を見据えた内容が追記されたことにより、「施設更新のシミュレーションが実施されているか」という視点を追加。

(石橋部会長)

- 事務局からの説明について、視点の追加がありましたが、ご意見・ご質問があれば、お願いする。

～ 意見・質問等なし ～

(石橋部会長)

- それでは、この案のとおり決定してよろしいですか。

<委員同意>

(石橋部会長)

- それでは、この案でお認めいただく。

議事(2) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 平成26年度計画について

(石橋部会長)

- 次に、議題2「地方独立行政法人北海道立総合研究機構 平成26年度計画について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局 樋口主幹)

○資料2-1～2-3に基づき説明

- ・ 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法第27条に各事業年度の計画(いわゆる年度計画)を設立団体の長に届け出るものと規定されており、道総研からは、3月28日付けで届け出。
平成26年度計画は、総括的には、前年度から大きな変更はなく、25年度をベースに時点修正等を加えており、項目数についても25年度と同様。
- ・ 主な変更点は次の6つ。
 - ① No.5 第1の1「研究の戦略的な展開と成果の普及」(3)「研究の推進」「ウ 戦略研究」において、「北海道の環境の維持・向上」の分野に係る戦略研究として取り組んだ研究が、昨年度で終了したことから、新たに同分野で「③地域・産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築」を研究課題としたところ。
 - ② No.35 第1の2「総合的な技術支援と社会への貢献」(5)「知的財産の有効活用」において知的財産ポリシーに基づき、関係規程を整備するとともに、知的財産アドバイザーの助言を受け、ポリシーの道総研内への普及と企業への周知を行うことを追加。
 - ③ No.43 第1の3「連携の推進」(1)「外部機関等との連携」「イ 連携基盤の活用による事業の推進」において、北海道総合研究プラザを連携拠点として活用し、北大R&BP推進協議会等との連携によるコーディネート活動することを追加。
 - ④ No.54 第2の1「組織運営・体制の改善」(2)「組織体制の改善」について、本年3月に策定した「組織体制の見直し方針」に基づき、法人本部を含めた組織体制の見直しを追加。
 - ⑤ No.64 第3の2「外部資金その他の自己収入の確保」(2)「知的財産収入の確保」において、知的財産アドバイザーの助言を受け、知的財産収入の確保を図ることを追加。
 - ⑥ No.70 第4の1「施設及び設備の整備及び活用」(2)「施設等の整備」において、中期計画を見据えた施設整備計画の策定を追加。

(石橋部会長)

- ただいまの説明について、委員の皆さんからご質問があれば、ご発言をお願いします。
ちょっと伺うが、資料2-6「組織体制の見直し方針」は簡単に説明いただくような内容か。

(事務局 寺前参事)

- 道総研は、平成24年度に今後10年程度先を見据えた研究開発の基本構想を作り、これを進める上で組織体制のあり方を検討することが必要と考えたところ。
 - ・ 各論は、法人本部の見直しの考え方(企画調整、連携、広報)や各研究本部(農業、水産、森林、産業技術、環境・地質、建築)の連携、研究の重点化の考え方を示している。
 - ・ 現在22ある試験場の見直しについては、研究領域が重なる場合の適切な見直しなどを記載。
 - ・ 庁舎配置の見直しは、地理的に隣接している場合は、優先的に検討を進めることなどを記載。
支場等は、効率性の問題が懸念され、柔軟な対応が可能となるよう検討することなどを記載。
推進方法については、毎年度の機構改正に併せてさらに具体的に検討するとしている。

(石橋部会長)

- 当然、定員管理の考え方が入ってきますよね。

(事務局 寺前参事)

- 5ページの「第三 推進方法」において、「毎年度の職員採用に当たっては、必要な人材を確保し」としており、中長期的な観点から研究体制を整えていくこととしている。

議事(3) 平成26年度北海道地方独立行政法人評価委員会審議スケジュールについて

(石橋部会長)

- 次に、議題3「平成26年度北海道地方独立行政法人評価委員会審議スケジュールについて」を事務局から説明をお願いします。

(事務局 樋口主幹)

○資料3に基づき説明

- ・ 年度評価は、基本的には、昨年度と同様に進めて参りたいと考えており、7月予定の第2回部会において、道総研へのヒアリングを実施し、8月下旬の第3回部会において評価結果(案)を審議・決定いただくことを考えている。
- ・ 中期目標策定に向けては、昨年度から皆さまのご意見をお伺いしながら検討を進めているが、6月の道議会常任委員会において第二期中期目標の素案をご報告し、パブリック・コメントを実施するとともに、7月予定の第2回部会にご報告し、ご意見をいただき、その後、道庁内で協議を行い、修正した第二期中期目標の案を8月予定の第3回部会にご報告し、評価委員会のご了解をいただいた後に、9月の第3回定例道議会で議決いただき、決定いただくスケジュールを考えているところ。

(石橋部会長)

- ただいまの説明について、委員の皆さんからご質問があれば、ご発言をお願いします。

～ 意見・質問等なし ～

議事(4) その他

(石橋部会長)

- 次は、議題4「その他」について事務局から説明をお願いします。

(事務局 樋口主幹)

○資料4-1、資料5に基づき説明。

(1)「北海道地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例」

- ・ 今回の改正は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、法人における業務の見直し等により法人の保有する財産のうち不要となった財産がある場合に、道への納付等を必要とする「重要な財産」を定めることとなり、これに基づく条例の改正。
- ・ 納付の対象となる財産は、道から出資した財産、道からの支出(運営費交付金や補助金)により取得した財産のうち、条例で定める重要な財産。
- ・ 「重要な財産」とは2種類あり、「道から出資した財産」とは、法人運営の基礎財産として、議会の議決を得て出資した財産を言う。
また、「道からの支出に係る財産」とは、道からの支出により取得した、法人において会計規程に基づき帳簿価格が50万円以上の財産で、取得した財源が記録管理されているもの。
なお、下限の50万円は、当該納付事務が導入されている国の事例を参考に設定。
- ・ 法人財産の主なものは、3番に記載されているが、根釧農試や中央農試の敷地や道南農試のポンプ小屋など、道支出の財産で帳簿価格50万円以上のものは、水産試験場の試験調査船や肉牛汚水処理施設など。
- ・ 納付手続きは、法人が不要財産を決定後、道に対して不要財産処分の認可申請を行い、知事が認可する際に、評価委員会から意見を聴取することが必要。

(2)「地方独立行政法人北海道立総合研究機構が業務に関して徴収する料金の上限の定めの変更の認可に関する件の概要」

- 機構において新たに料金を設定するため、地方独立行政法人法第 23 条第 2 項の規定により、昨年 12 月の第 4 回定例道議会に提案し、議決をいただいたもの。
- 「1 提案の趣旨」は、昨年度実施した機構の中期目標達成状況等評価結果などにおいて、「外部資金その他の自己資金の確保など一部達成状況に遅れが見られる」との指摘を頂戴したことなどにより、道総研が業務に関して徴収する料金の上限の定めの変更等を行うこととし、道の認可を求めるに当たり、道議会の議決を得るもの。
- 具体的な内容は、試験機器等の設備使用料について、農業、環境・地質分野については、新たに料金設定を行い、試験機器等の民間開放を開始するとともに、水産分野においては、新規機器の開放を行うことに伴い、上限額の改正を行ったもの。

(石橋部会長)

- ただいまの説明について、委員の皆さんからご質問があれば、ご発言をお願いします。

(細川委員)

- 水産分野の上げ幅が大きくなっているが、その根拠は。

(事務局 寺前参事)

- 道総研では、これまで設備提供が進んでいない部分があったことから、貸せるものは貸し付けを行うという考え方に見直し、今まで提供していた 6 本部で 387 件が、見直しにより 633 件。認可に当たっては、一番高い機器を上限にしており、水産は今回液体窒素凍結装置を貸し付けることとし、この使用料が 79,670 円となったもの。

(石橋部会長)

- 水産の液体窒素凍結装置は以前からあったものを新たに貸し付ける対象としたのか。

(事務局 寺前参事)

- そのとおり。

(籾本委員)

- 資料 4-1 の納付手続きの流れの超過額不納付は実際に起こりうるのか。起こった場合、道総研に譲渡益が発生するので課税関係と剰余金の処分はどうなるのか。

(事務局 伊藤主査)

- 具体的な想定は国でも出ていない。ケースバイケースで対応している。道路拡幅の際に山奥の用地を売却する際に、土地代は安価であるが、買収費は公共で行っており、高くなり、差益が出るのが想定される。

(籾本委員)

- 譲渡益が発生するが、課税はどうなるのか。

(事務局 伊藤主査)

- 事例として、一昨年、畜産試験場で売却したが、金額が 1～2 万円程度であり、会社全体として見れば利益が出ないとの判断となった。

(籾本委員)

- 申請を 2 つに分けるのはどこが判断するのか。また、その基準は。

(事務局 伊藤主査)

- 申請を分けるのは法人であり、判断基準は今後詰めていかなければならない。

(安達委員)

- 資料 5 において、農業と環境・地質が改正前は「設定なし」となっているが、以前は無料だった。

たのか、それとも貸し付ける対象がなかったのか。

(事務局 寺前参事)

- 以前は貸し付けているものが何もなかったもの。
農業試験場では、今までゼロだったものが、今回 174 機器貸し付けることとしたもの。

(石橋部会長)

- 資料 4、5 に限らず、何かご意見、ご質問等があれば、ご発言をお願いします。

(細川委員)

- 資料 2-4 を説明していただきたい。

(事務局 寺前参事)

- 地球温暖化の研究が終了し、その後継として、今年度から取り組むもの。
モデル地区を設定し、地域の再生可能エネルギーの賦存量として実際に使用可能なものを調べ、一方で地域の需要量を調べて、地図上に落として統合型 GIS を整理するもの。
具体的にどのように利活用するか技術開発を行い、最終的にモデル地域において利用可能性の FS を実施し、需要と供給のバランスを考え、一つのモデルを提案し、自治体や地域で具体的な事業展開をしてもらいイメージを進める。
3月末に富良野地域（道総研と富良野市、中富良野町、南富良野町、上富良野町、占冠村）において、ごみの広域処理を行っており、木質系や燃料系のものを新年度から始めるとの記事が掲載されたが、今後、漁業系などいくつかのモデルを検討しているところ。

(細川委員)

- モデル地区は、富良野地域の他にいくつくらい考えているのか。

(事務局 寺前参事)

- まだ具体的な数は決めていない。

(石橋部会長)

- 十勝でトムラウシ地区の温泉熱か地中熱はこれと関わるのか。

(事務局 寺前参事)

- トムラウシ地区は関係ない。

(石橋部会長)

- それでは、特にないようなので、これで第 1 回試験研究部会する。